

第78回国民スポーツ大会兼第51回東北総合スポーツ大会

山形県予選会剣道競技実施要項

1. 日 程 (1) 日 時 令和6年6月30日(日)

成年の部・少年の部

午前7時45分 開場

午前8時30分 審判・監督会議

午前9時00分 開会

(2) 会 場 楡引スポーツセンター

鶴岡市三千刈清和 158-1 電話 0235-57-4311

2. 試合種目 (1) 成年男子の部(年齢別個人試合)

① 先鋒の部(18歳以上～25歳未満)

平成11年4月2日以降～平成18年4月1日までに生まれた者

② 次鋒の部(25歳以上～35歳未満)

平成元年4月2日以降～平成11年4月1日までに生まれた者

③ 中堅の部(35歳以上～45歳未満)

昭和54年4月2日以降～平成元年4月1日までに生まれた者

④ 副将の部(45歳以上～55歳未満)

昭和44年4月2日以降～昭和54年4月1日までに生まれた者

⑤ 大将の部(55歳以上)

昭和44年4月1日以前に生まれた者

(2) 成年女子の部(年齢別個人試合)

① 先鋒の部(18歳以上～30歳未満)

平成6年4月2日以降～平成18年4月1日まで生まれた者

② 中堅の部(30歳以上～40歳未満)

昭和59降年4月2日以降～平成6年4月1日までに生まれた者

③ 大将の部(40歳以上)

昭和59年4月1日以前に生まれた者

(3) 少年の部(少年男子・少年女子 各団体試合)

① 男女とも各校1チーム参加とし、選手5名補欠1名をもってチームを編成する。

ただし、単独チームの編成が困難な場合は、他校との混成チームの編成を認めるが、その編成は県高体連剣道部の申合せに準拠するものとする。また、高体連剣道部で承認された県選抜チームは別枠とする。

② 平成18年4月2日以降に生まれた者とする。(中学生以下の参加は認めない。)

3. 試合方法
- (1) 財団法人全日本剣道連盟「剣道試合・審判規則とその細則」による。
 - (2) 試合は、トーナメント方式とするが、出場者数により変更することもある。
 - (3) 組合せは大会本部において抽選を行い、決定する。
 - (4) 試合時間は、少年男女・成年女子4分、成年男子5分とする。

4. 参加資格及び選手の年齢基準等

(1) 参加資格

ア 第77回又は特別大会(都道府県大会及びブロック大会を含む)において選手及び監督の資格で参加した者は、次の場合を除き、第77回又は特別大会と異なる都道府県から参加することができない。

(ア) 成年種別

- a 令和5年度に学校教育法第1条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c ふるさと選手制度を活用する者

(イ) 少年種別

- a 令和5年度に学校教育法第1条に規定する学校を卒業した者
- b 一家転住に係る者

イ 選手、監督の兼任は、同一種目内に限る。

ウ 前記のほか、選手については次のとおりとする。

- (ア) 参加選手は冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。
- (イ) 回数を同じくする大会において異なる都道府県から参加することはできない。
- (ウ) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。なお、本大会は、主催者として出場者の保険加入はしておりません。各選手・監督者にあっては、けが・事故の防止に万全を期し試合に臨むとともに、各自の傷害保険に加入すること。また、「保険証」を必携すること。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 勤務地
- (ウ) ふるさと

イ 少年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 学校教育法第1条に規定する学校の所在地
- (ウ) 勤務地

* 上記の属する都道府県のうち、「居住地を示す現住所」「勤務地」「学校教育法第1条規定する学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、令和6年4月30日以前から本大会参加時まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務又は通勤していなければならない。但し、成年種別の参加者が、属する都道府県として「ふるさと」を選択す

る場合は、この限りでない。

- * 「ふるさと」とは、卒業小・中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とすることであるが、「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により、「ふるさと」を登録しなければならない。なお、「ふるさと選手制度」の詳細については、県スポーツ協会又は本連盟に問い合わせること。

(3) 選手の年齢基準

- ア 成年種別に参加する者は、平成 18 年 4 月 1 日以前に生まれた者とする。
- イ 少年種別に参加する者は、平成 18 年 4 月 2 日以降に生まれた者とするが、中学生以下の生徒及び児童は参加することができない。
- ウ 選手の年齢計算は、令和 6 年 4 月 1 日とする。

5. 参加申込 (1) 少年の部については、所定の参加申込書(含. 選手出場認知書)2 部を**山形県剣道連盟**に**直接送付し、参加料は下記に送金**すること。(5 月 24 日【金】必着)

山形県剣道連盟 郵貯銀行【店名】八五八(読み ハチゴハチ) 【店番】858【預金種目】普通預金【口座番号】0654791

- (2) 成年の部については、参加申込書 1 部に参加料を添えて、各地区剣道連盟事務局(5 月 24 日【金】必着)に申し込み、各地区剣道連盟から山形県剣道連盟事務局に申し込むものとする。(5 月 30 日【木】必着)
ただし、山形大学、東北文教大学、刑務官、県警機動隊は直接県剣道連盟に申し込むものとする。(5 月 24【金】必着)

6. 申込場所 〒990-0025 山形市あこや町 3 丁目 1 番 28 号
山形県剣道連盟事務局 TEL 023-625-4825

7. 参加料等 本大会に参加する選手・監督は、次の参加料を納付すること。
成年の選手として参加料を払っている場合には、監督としての参加料は不要とする。
- (1) 成年 (1 名) 1,500 円
参加料 1,500 円 (オリンピック基金 250 円とスポーツ振興基金 100 円を含む)
 - (2) 少年 (1 名) 1,000 円
参加料 1,000 円 (オリンピック基金 170 円とスポーツ振興基金 100 円を含む)
 - (3) 少年の部に出場する監督は少年扱いとする。但し、少年の監督と成年の選手を同一競技内で兼ねる場合は成年扱いとする。

8. 宿泊料金 宿泊については、各学校等が大会事務局を通さず直接宿泊施設に申し込み、詳細については各施設に問合せすること。社会人についても直接各自で申し込むこと。
以下は高等学校の宿泊に関しての宿泊基準とする。ただし、下記の内容は山形県旅館ホテル生活衛生同業組合に加盟しない旅館・ホテル等には適用しない。

- (1) 宿泊料金 (消費税込)

高 校 生	1 泊 2 食 (浴衣なし)	7.700 円
高校生監督	1 泊 2 食 (浴衣あり)	8.800 円
契約したバスの運転手	1 泊 2 食 (浴衣あり)	8.800 円

(2) 昼食は、弁当を 864 円 (消費税込) で斡旋する。

(4) 宿泊予約を取り消す場合の宿泊取消料は次の通りとする。

- ① 宿泊申込日より宿泊 2 日前取消は宿泊料金の 30%、前日取消は宿泊料金の 50%、当日は 100%を当事者が負担する。
- ② 取消しにあたっては、各大会参加団体申込責任者が直接当該宿舎へ電話または FAX で速やかに連絡するものとする。

9. 選手選考

- (1) 本大会は、国民スポーツ大会及び東北総合スポーツ大会の選手選考を兼ねるものとする。
- (2) 国民スポーツ大会選手 (成年男子・同女子) のチーム内に少なくとも 1 名は、日本スポーツ協会認定剣道コーチの資格取得者がいなければならない。
少年・男女の監督は日本スポーツ協会認定剣道コーチの資格取得者であること。
- (3) 国民スポーツ大会及び東北総合スポーツ大会の出場選手は、(1) (2) 及び他の大会の成績をも参考にして、県連選考委員会において決定する。

10. その他

- (1) 各地区剣道連盟は申込書の送付と同時に、参加料を前記の山形県剣道連盟の郵貯銀行口座に振り込むこと。
各高校も参加料は山形県剣道連盟の前記郵貯銀行口座に振り込むこと。
- (2) 成年の部の参加申し込みは、各地区剣道連盟事務局への申込期日 (5 月 24 日【金】) を厳守すること。
- (3) 剣道競技実施要項に記載のないことについては、本大会総則並びに国民スポーツ大会総則によるものとする。不明なことについては、県スポーツ協会又は県剣連事務局に問い合わせること。
- (4) 少年の部の変更については、審判・監督会議前までに正式文書 (高校総体様式) で県事務局に提出 すること。
- (5) 少年の部のオーダー表は、各チームが高体連方式に準じて準備し、大会当日提出すること。

・ 試合場入場者は、出場選手 高校監督 各校剣道部員 役員 審判員とする